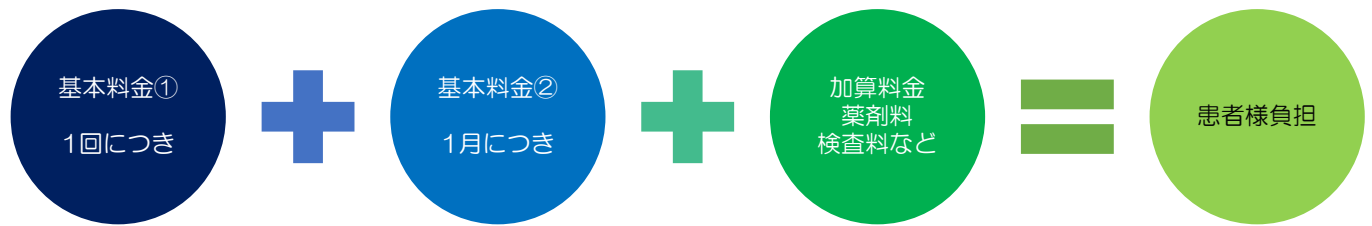


訪問診療の料金イメージ



(※1) 特掲診療料の施設基準等別表第8の2に掲げる 別に厚生労働大臣が定める状態の患者様

- 次の疾患に罹患している患者様
末期の悪性腫瘍、脊髄損傷、指定難病（難病法第5条第1項に規定されているもの）、真皮を超える褥瘡、スモン、後天性免疫不全症候群
- 次の状態にある患者様
在宅酸素療法、ドレーンチューブまたは留置カテーテルを使用、在宅自己導尿、在宅成分栄養経管栄養法、人工肛門または人工膀胱、在宅中心静脈栄養法、気管切開、気管カニューレを使用、在宅人工呼吸、在宅自己連続携帯式腹膜灌流、在宅血液透析、植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理、肺高血圧症であってプロスタグランジンI₂製剤を投与

(※2) 特掲診療料の施設基準等別表第3の1の2に掲げる 高度な指導管理を必要とするもの

- 末期の悪性腫瘍の患者様（在宅がん医療総合診療料を算定している患者は除く）
- ①の指導管理を受けている②の状態に該当する患者様
【①指導管理】
在宅酸素療法、在宅人工呼吸、在宅成分栄養経管栄養法、在宅中心静脈栄養法、在宅気管切開患者、在宅悪性腫瘍等患者、在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者
【②状態】
ドレーンチューブまたは留置カテーテルを使用、人工肛門または人工膀胱
- 在宅療養を行っている高度な指導管理を必要とする患者様